相続時にご用意いただく書類

＜相続方法＞　※相続方法によって必要な書類が異なります。相続方法をご確認のうえご用意くださいますようお願いいたします。

1	遺産分割協議書がなく、遺言書もない	5	裁判所による遺産分割審判(調停・和解)あり
2	遺産分割協議書がある	6	限定承認または相続財産管理人がいる(相続人不存在)
3	遺言書あり(遺言執行者がいる)	7	信託銀行と遺産整理委任契約をしている
4	遺言書あり(遺言執行者がいない)	8	その他(個別にご案内いたしますのでお問い合わせください)

○印は必ずご提出いいただく書類です。
△印は該当する場合のみ提出いただく書類です。

ご用意いただく書類	ご説明	ご依頼内容						
		1	2	3	4	5	6	7
相続関係手続依頼書	相続人全員の自署、実印でのご捺印が必要です。	○		○	○	○	○	○
被相続人の(亡くなられた方)戸籍謄本(改製原戸籍謄本)または除籍謄本(注1)	生まれてからお亡くなりになられた日までの連続した謄本をご用意ください。	○	○	○	○			○
その他の戸籍謄本(注1)	被相続人から除籍、転籍、分籍等があり被相続人の戸籍謄本で確認できない場合や代襲相続人がある場合には必要になります。	△	△		△			△
印鑑証明書	相続依頼書に署名捺印された方の発行日より3か月以内のものをご用意ください。	○	○	○	○	○	○	○
ご来店される方の実印		○	○	○	○	○	○	○
遺産分割協議書(注2、3)	相続人全員の印鑑証明書を添付願います。		○					
遺言書(注2、3)	自筆証書遺言の場合は次の点にご注意ください。 ①全文があること　③遺言者が署名捺印していること ②作成日が記されていること　④家庭裁判所の検認済証明書が添付されていること			○	○			
遺言執行者選任の審判書謄本(注2)	遺言執行者が家庭裁判所より選任されている場合(遺言書で指定されている場合は不要。)			△				
審判調停書謄本及び確定証明書または調停証書謄本または和解調査謄本(注2、3)						○		
相続財産管理人選任の審判書謄本(注2) 限定承認申述書謄本(注2)							○	
遺産整理に関する委任契約書(注2)								○
相続放棄の申述受理証明書(注2)		△	△	△	△	△	△	△
委任状	相続人代表者に手続きを委任する場合必要となります。 貸金庫を開閉する場合に、立会いできない相続人の方からの提出が必要です。	△	△	△	△	△	△	△
預金通帳、証書、カード、未使用小切手	紛失したものがあればお申出ください。	○	○	○	○	○	○	○
相続金入金口座の通帳	相続金の受取方法として相続人代表口座への入金を希望される場合に確認いたします。	△	△	△	△	△	△	△
相続金をお受取になられる方の実印	相続金受取方法として現金受取を希望される場合に必要です。	△	△	△	△	△	△	
新名義人の方の印鑑	名義変更を希望される場合に必要です。	△	△	△	△	△	△	

(注1)原本をご持参ください。返却を希望される場合は、コピーをさせていただいてからお返しいたします。
(注2)原本をご持参ください。確認させていただいたあと(必要な場合にはコピーをさせていただいてから)お返しいたします。
(注3)遺産分割協議書・遺言書には当金庫とのお取引について記載されていることが必要です。